

# 国費関連事業のお知らせ

平成23年12月に平成24年度国家予算案が概算決定されましたので、主要施策についてお知らせします。国は、24年度を、食と農林漁業の再生元年と位置づけ、23年10月に政府決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく施策を展開することとしています。

担い手不足の深刻化や高齢化の進展等に対応し、中心となる経営体の育成や、農地集積の加速化、新規就農の大幅な拡大を実現するための施策を展開することとし、青年就農給付金や、農地集積協力金、ほ場の区画拡大や暗渠排水など実施する体質強化基盤整備促進事業が新設されます。

これらの支援策を実施するにあたり「人・農地プラン」を市町村が策定することとされています。札幌市では、24、25年度において、生産者の皆様の意見や意向を伺いながら、「人・農地プラン」を策定する予定です。

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく新たな施策は下表のとおりです。

主な支援	内 容	要 件 等
青年就農給付金 (経営開始型)	人・農地プランに位置付けられた新規独立・自営就農者に対し、年間150万円を最長5年間給付 ※親からの経営継承（親元就農から5年内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則45歳未満であること</li> <li>・前年の所得が250万円未満であること</li> <li>・自ら農地や主要な機械、施設を所有もしくは貸借していること</li> <li>・本人名義で生産物の出荷・取引をし、自ら経営収支を管理していること</li> <li>・5年後に農業で生計が成り立つ経営開始計画であること</li> </ul>
農地集積協力金 (経営転換協力金)	人・農地プランが作成された地域において、土地利用型農業からの経営転換やリタイア等により、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して協力金を支給 0.5ha以下 : 30万円/戸 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸 2.0ha超 : 70万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者戸別所得補償制度の加入者であること</li> <li>・農地利用集積円滑化事業により、6年以上の貸し付けを行うこと（委任期間は10年以上）</li> <li>・遊休農地を保有していないこと</li> <li>・保有する農業用機械を処分すること</li> <li>・今後10年間土地利用型作物の作付（経営転換）や農作物の販売を行わない（リタイアする）こと</li> </ul>
スーパーL資金の当初5年間の無利子化	人・農地プランに位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間利子助成により無利子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者であること</li> </ul>
戸別所得補償制度規模拡大加算	人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合、その範囲内で利用権が設定されれば、農地が連坦していなくても規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととし、農地を借受けた経営体に対して2万円/10aを交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域の農地</li> <li>・農地利用集積円滑化事業による利用権設定であること</li> <li>・新たに6年以上の利用権を設定すること</li> </ul>
農業体質強化基盤整備促進事業	排水不良の農地に、標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔（10m以下））を新設する場合、15万円/10aを定額助成 事業実施期間：平成23年度～25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域及び農用地区域に編入予定の農地</li> <li>・暗渠排水の流末が確保されていること</li> </ul>

問 い 合 わ せ 先

札幌市農政部調査企画担当課

Tel.211-2406